

中国の食品通関について（二）

岡山県上海事務所 小林和暁

（日中経済貿易センター上海事務所）

水産品の輸入について

中国国家質量監督検閲検疫総局は《日本からの輸入食品農産品の検疫管理を更に強化することについての公告》（総局 2011 年第 44 号公告）において、日本からの輸入水産品（HS コード：0302110000～0307999090、1212201010～1212209090、1603000090～1605909090）には事前検疫許可手続きが必要と規定しています。

必要書類：

- ① 日本国から中華人民共和国あての輸出水産品検疫証明書
- ② 動植物輸入許可証
→輸入契約締結 1 ヶ月前までに輸入地の検疫検疫局に申請する必要があります。
※動植物輸入許可証申請表の注記部分に、水産品の養殖地所在都道府県名または国連食糧農業機関の漁場コード番号を、輸送経路記入部分には加工場住所及び運送経路を記入します。また、日本国内を輸送する場合は経由都道府県名を、海運の場合は出航港を記入します。

輸入港における水産品の検疫について

（上海の場合）

- ① 水産品の産地が輸入許可されている産地かどうか、中国国家質量監督検閲検疫総局のオフィシャルサイトで確認します。
- ② 水産品の輸入者は検疫検疫局で登録を行います。
- ③ 水産品の輸入者は輸入と販売の記録を残さなければなりません。記録の保存期間は 2 年を下回ってはなりません。
- ④ 水産品の貨物受取人は貿易契約締結前に検疫審査手続きを行い、輸入動植物検疫許可証を取得しなければなりません。
- ⑤ 輸入水産品の輸送に使用するコンテナ等

は輸入港の検疫検疫機関の監督の下、防疫消毒処理を行わなければなりません。検疫検疫機関の許可を得ていないものは、コンテナ等から輸入水産品の荷卸をすることができません。

- ⑥ 2014 年 7 月 1 日から、初めて輸入する新鮮冷凍水産品は関連の食品安全国家基準及びその他関連の要求に明記された検査報告を提出しなければならなくなりました。
- ⑦ 中国国家質量監督検閲検疫総局動植物検疫監督司は検疫、法律法規、事前禁止通達等に基づき輸入審査を行い、許可証または不許可通知書を発行します。審査は直属部局が受理した日から 20 出勤日以内に完了します。
- ⑧ 貨物の日本からの輸出前に、必ず許可証を取得しなければなりません。許可証がない場合、通関と検疫ができません。
- ⑨ 輸入貨物受取人は、輸入 10 日前までに中国国家質量監督検閲検疫総局動植物検査処で輸入動植物及び動植物商品の貨物受取人登録をしなければなりません。

水産品の輸入の注意点

- ① 貨物通関時の各種提出資料の記載事項が統一されていないと通関が滞ります。
- ② 輸入水産品の品名が関連法規で規定された名称に符合していない。
→水産品の品名はラテン学名を使用することで解決が可能です。
- ③ 水産品の輸入検疫は以下の点が重点的にチェックされます。
梱包が規定に符合しているか、腐敗、異物の混入、乾燥、血の塊の有無、霜の付着過多
- ④ 水産品に対して規定に基づき、以下のサンプル検査が行われることがあります。
病原菌、重金属、疫病、寄生虫、残留

- 農薬・獣薬などの有害物質、その他
- ⑤ 梱包検査、ラベル検査
→ラベルには品名、原産国、漁労海域、メーカー及び登録番号、重量、漁労日、保存温度、保存期限などを中国語と英語で標記しなければなりません。
 - ⑥ 一般の生鮮冷凍水産品は、輸入後、水産品登録冷凍倉庫で保管しなければなりません。干物、塩漬け、瓶詰め、プレパックなど冷蔵保存が不要な水産品は、検疫機関が指定する場所で保管しなければなりません。
 - ⑦ 水産品の通関時には輸入食品安全承諾書が必要です。冷凍倉庫に入れるものはこの他、倉庫名称と登録番号、登録冷凍倉庫との契約書が必要です。

菓子類を輸入する際の注意点（上海の場合）

- ① 輸出者と貨物受取人は輸入前に登録を行わなければなりません。
登録先：中国国家質量監督検疫総局
- ② 通関時に BL、契約書、パッキングリスト、インボイスの他、原産地証明、植物検疫証書（植物由来の食品の場合）、動物検疫証書（動物由来の食品の場合）、水産品検疫証書（水産品由来の食品の場合）、商品成分説明、国家基準添加剤リスト、検疫総局の規定に符合した商品ラベルのサンプル、検疫合格前に商品を販売しないことを保証する証明などが必要になります。
- ③ 植物性由来の食品の場合は、遺伝子組換え成分を使用していないこと。
- ④ 中国は現在、豚肉、鶏肉の成分を含んだ日本食品の輸入を禁止しています。
- ⑤ 検疫が完了し、“検疫証明（本地域のみ販売を許可）”または“衛生証書（全国での販売を許可）”を取得後に、輸入食品の販売ができます。どの証明が出るかは事前に検疫総局から通知があります。

乳幼児用食品、乳製品を輸入する場合の注意点（上海の場合）

- ① 輸入乳製品は検疫の審査と許可が必要です。
- ② 特殊医学用途の乳児向けの食品を初めて輸入する場合は、輸入前に化学実証資料の提出が必要です。

- ③ 口蹄疫発生国からの乳製品は、輸入前に評価が必要です。

乳幼児用食品の通関に必要な資料(上海の場合)

- ① 契約書、インボイス、パッキングリスト、BL
- ② 検疫総局が確認し、かつオフィシャルサイトに公表されている様式により作成された輸出国の公的機関が出した乳製品（乳由来の乳幼児用食品を含む）の衛生証明
- ③ 初めて輸入する乳幼児用食品と乳製品は、関連の食品安全国家基準に規定される自主検査報告
- ④ 継続して輸入する乳幼児用食品と乳製品は、初回輸入時に提出した自主検査報告と検疫書類、検疫証明のコピー及び国家質量監督検疫総局 2013 年第 53 号公告に規定される自主検査報告
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2013/201304/t20130417_352863.htm
- ⑤ 上海検疫局がオフィシャルサイトで公表している“上海税関輸入プレパック食品ラベルの注意事項”に基づいたラベル
- ⑥ 国家質量監督検疫総局が公告する輸入検疫対象の乳製品の場合は“輸入動植物検疫許可証”
- ⑦ 国の食品安全基準が決まっていない食品については、国务院衛生行政部門が出す許可証明
- ⑧ 保健機能があるものは、関連部門が出す許可証明
- ⑨ 粉ミルクは国家質量監督検疫総局 2013 年第 133 号公告の要求を厳格に満たすこと
<http://www.chinatt315.org.cn/qwfb/2013-9/27/39824.aspx>
- ⑩ この他、法律法規や国家協定等に基づき要求される関連資料

保健食品の輸入についての注意事項

- ① 中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）に保健食品の輸入申請を行い、許可証書を取得します。
- ② 通関の際に上記証書の提出が必要です。

- ③ 輸入する保健食品は、中国国外で1年以上の生産と販売が必要です。
- ④ 保健食品のサンプルと、安全性・毒性を証明する検査資料が必要です。

焼酎と日本酒の輸入の際の注意事項

- ① 酒類の輸入には、検閲検疫局のラベル申請書、生産国のラベル（外国語）の画像（前面貼付と後面貼付のもの）、生産国のラベルの翻訳、中国語ラベルのデザインサンプル（前面貼付と後面貼付のもの）、原産地証明、中国の販売業者の営業許可証と電話番号、海外生産メーカーの名称、酒のサンプル（一般的に3本）、検閲検疫局が要求するその他資料の提出が必要です。
- ② 焼酎と日本酒の輸入には、この他、成分分析報告、純度証明、生産国瓶詰め証明、メーカーの商品検査合格証明、メーカーの出す木質梱包証明（IPPC 証明のない木質梱包の場合は生産国の薰蒸証明とメーカーの出す梱包物（瓶、紙パック）の健康無害証明、酒類経営権の証明）が必要です。
- ③ 日本酒の場合は上記①②に加え、さらに塑化剤検査報告と非放射能汚染地域の産地証明が必要です。

ジュース、茶葉、香料等の輸入について

- ① ジュースの輸入には、原産地証明書、原産国の衛生証明書、メーカーの出す成分表、メーカーの出す製品検査報告書、原産国の登録書及び販売許可証書、もとのラベルのサンプル1枚と中国語と英語のラベルのサンプル3枚、メーカー検疫証書、成分分析報告（アルコール、塑化剤など）の提出が必要です。
- ② 香料の輸入には、別途、食品安全承諾書、輸入食品内包装声明、輸入食品添加剤貨物受取人責任承諾書、生産許可証、輸入者状況説明（輸入貨物の状況や用途を記入）、添加剤ラベル、ラベル承諾書の提出が必要です。
- ③ 茶葉の輸入には、植物検疫書と放射能検査証の提出が必要です。
※放射能検査について、検査機関や検査方法が日中両国政府の同意に至っていない

ため日本の放射能検査資料が中国国内で認められず、現在は公的には輸入が不可能となっています。ただし放射能検査証が求められないこともあり、実際には日本茶葉の輸入が可能な場合もあります。

（2015年7月）